

新たな分野への創業に挑戦する皆様へ

今こそ やまぐちで 創業にチャレンジ!

NEW



スタートアップ 創出促進資金

資金の特徴

▼ 経営者保証が不要に

一定の要件を満たした場合、借入時の経営者保証が不要となります。

※「経営者保証」とは、中小企業が金融機関から融資を受ける際、経営者個人が会社の連帯保証人となること

▼ 据置期間の一部拡充

一定の要件を満たした場合、元本返済を3年まで据え置くことができます。

資金創設の背景

- ✓ スタートアップを含む創業者の育成は、経済の力強い成長を促し、社会的課題を解決する鍵となります。
- ✓ 一方で、失敗時のリスクが大きいため起業することをためらう起業関心層のうち、およそ8割が「借金や個人保証を抱えること」を懸念しています。
- ✓ こうした懸念を取り除き、スタートアップ等の創業を促進するため、創業の際に課題となる資金借入時の「経営者保証」を不要とする新たな創業資金を創設し、創業時の経営者のリスクを軽減します。

～詳細は裏面又は県HPをご確認ください～



〔県HP〕

スタートアップ創出促進資金

融資対象

商工会議所等又は取扱金融機関から事業計画についての推薦を受けた以下のもの
(創業予定者)

- 1 事業を営んでいない個人で、1か月以内(※1)に新たに事業を開始するもの
- 2 事業を営んでいない個人で、2か月以内(※1,2)に新たに会社を設立するもの

(創業後5年未満)

- 3 事業を営んでいない個人で、事業を開始して5年未満のもの(※1)
- 4 事業を営んでいない個人が設立し、設立後5年未満の会社
(法人成りした場合を含む) (※1,2)

(分社化予定者)

- 5 分社化を計画する会社(※2)

(分社化後5年未満)

- 6 設立後5年未満の分社化された会社(※2)

(※1)経営状況の悪化により過去に営んでいた事業を廃止または会社を解散してから5年以内の場合を含む

(※2)税務申告1期末終了の創業者にあつては創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していることが必要

融資限度額 3千5百万円

資金使途 運転資金・設備資金

融資期間

10年(うち据置1年)以内

※経営者保証免除の場合で、かつ保証申込時に別途、金融機関が独自に融資を実行する場合、又は金融機関独自の融資残高がある場合は据置3年以内まで拡充

融資利率

5年以内 年1.3%【年1.0%】

5年超 年1.4%【年1.1%】

※【 】は、県外から移住し、県内で創業予定又は創業後6か月以内のものに限る。

保証料率

すべて保証付き 年0.65%

※融資対象3、4の一部について、0.5%となる場合あり

※経営者保証免除の場合は、0.2%を上乗せ

備考

- ・別途、金融機関・信用保証協会による審査があります。
- ・保証人、担保の有無については金融機関・信用保証協会にご確認ください。
- ＜経営者保証免除の場合＞
- ・原則として、会社を設立して3年目及び5年目のタイミングで、中小企業活性化協議会による「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」に基づいた確認及び助言を受けることが必要

融資のご相談・お申込み先

県内に支店のある金融機関
(銀行、信用金庫、信用組合、
商工中金 等)

資金全般のお問い合わせ先

山口県信用保証協会 各営業店
又は
山口県経営金融課